

平生町入札心得（指名競争入札）

（目的）

第1条 平生町の発注する建設工事及び委託業務に係る競争入札契約を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法、同施行令、平生町財務規則、平生町工事執行規則、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

（入札等）

- 第2条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、この心得、入札公告及び仕様書現場等を熟覧のうえ、入札に参加しなければならない。この場合において、仕様書及び現場等について疑義があるときは、指定期日までに工事内容質問書（様式第1号）を提出することができる。
- 2 入札参加者は、入札書（様式第2号又は様式第3号）に所定の事項を記入し、記名押印し、工事名及び入札参加者の氏名等を表記した封筒に入れ、係員の指示に従って提出すること。
入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
 - 3 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
 - 4 工事の入札に際し、入札参加者は、第1回目の入札時に入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（様式第4号又は様式第5号）に記名押印し、入札書と併せて提出すること。
 - 5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式第6号又は様式第7号）を入札開始までに提出すること。
 - 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
 - 7 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

（入札の辞退）

- 第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - （1）入札執行前であっても、入札辞退届（様式第8号）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）により提出して行う。
 - （2）入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。
 - 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

- 第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 2 入札開始までに入札の辞退により入札参加者が1人の場合には、入札を執行しない。また、初度の入札時に辞退等で、入札者が1人となった場合も入札を取りやめる。ただし、単独工事で、対応できる町内業者を全て選定している入札において、災害復旧工事など特に緊急性を要する場合、又は取りやめた後の再入札を実施した場合を除く。
- 3 補助工事にあつては、2回目以降の再入札において前項ただし書きを準用する。

(失格)

第6条 入札執行時間に入札会場内に入場していない者は、失格とする。ただし、天災等不測の事態による場合は、入札の執行をも含め入札執行者の判断によるものとする。

(入札の無効)

第7条 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 委任状を提出しない代理人がした入札
- (2) 同一事項の入札について2以上の入札書を提出した入札
- (3) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (4) 明らかに連合によると認められる入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 入札書及び工事費内訳書に記名押印を欠く入札
- (8) 工事費内訳書の提出がない入札又は工事費内訳書の不備（提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の相違等）がある入札
- (9) 最低制限価格制度対象工事において最低制限価格を下回った入札
- (10) 郵便又は電信による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札保証金)

第8条 入札保証金の納付は免除する。

(落札者の決定)

- 第9条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲の価格で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある等、契約の相手方として著しく不相当であるときは、落札者とならない場合がある。
- 2 平生町建設工事最低制限価格制度実施要領対象工事においては、「平生町建設工事最低制限価格制度実施要領」によるものとする。
 - 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
 - 4 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第10条 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 入札執行の回数は、初度の入札及び再度の入札を合わせて3回までとする。
- 3 無効の入札をした者は、当該入札に係るその後の入札に参加できない。
- 4 再度の入札において、初度の入札の最低価格を上回る価格で入札した者は失格とし、当該入札に係るその後の入札に参加できない。

(契約締結の中止)

第11条 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が、入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

- 2 予定価格が5千万円以上の請負契約については、議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、議決を経た後、本契約を締結する。なお、仮契約締結後、議会の議決までの間に落札した者が、入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を解除する。

(契約保証金等)

第12条 落札者は、予定価格が500万円以上の建設工事の場合は、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は次のいずれかに掲げる契約保証金に代わる担保を納付し、又は提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。業務委託にあっては、契約保証金の納付は免除する。

- (1) 契約保証金(現金)
- (2) 有価証券(利付国債)
- (3) 銀行が発行した保証証書
- (4) 前払金保証事業を行う保証事業会社が発行した保証証書(電子保証に依る場合、この提出に代えて、保証事業会社が定め平生町が認めた電子端末での閲覧方法により当該保証内容についての確認がされれば、これを寄託したものとみなす。)
- (5) 保険会社が発行した履行保証保険証書
- (6) 保険会社が発行した公共工事履行保証証券

- 2 契約保証金(契約保証金に代わる担保を含む。)は、契約が履行された後これを還付する。ただし、契約の性質又はその履行の状況により必要があると認めるときは、一定期間これを保留することができる。

(前金払い)

第13条 契約金額が100万円以上の建設工事及び業務委託について、前金払いの額は、建設工事にあつては、契約金額の額に10分の4を乗じて得た金額から10万円未満の額を切り捨てた額とし、業務委託にあつては、契約金額に10分の3を乗じて得た金額から10万円未満の額を切り捨てた額とする。

- 2 中間前金払いについては、前金払いを行った1000万円以上の建設工事の契約金額の額に10分の2を乗じて得た金額から10万円未満の額を切り捨てた額とする。なお、中間前金払いの条件や手続き等については、平生町工事執行規則及び平生町中間前金払制度取扱要領によるところとする。
- 3 第1項並びに第2項に示す前金払いの請求に当たっては、前条第1項第4号に準じ前払金保証証書を提出するものとする。

(建設業退職金共済制度への加入)

第14条 平生町が発注する建設工事を受注し工事請負契約を締結する際は、建設業退職金共済組合と共済契約を結び証紙を購入したうえ、金融機関の発行する掛金収納書(写)を提出するものとする。

(異議の申立て)

第15条 入札を行った者は、入札後、この心得、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- 2 積算疑義申立て事務処理要領対象工事においては、「積算疑義申立て事務処理要領」によるところとする。

附 則

この心得は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成28年5月16日から施行する。

附 則

この心得は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和元年8月29日から施行する。

附 則

この心得は、令和2年3月4日から施行し、施行日以後に発注する建設工事から適用する。

附 則

この心得は、令和2年7月1日から施行し、施行日以後に発注する建設工事から適用する。

附 則

この心得は、令和4年5月16日から施行し、施行日以後に発注する建設工事から適用する。

附 則

この心得は、令和5年5月18日から施行し、施行日以後に発注する建設工事から適用する。

附 則

この心得は、令和8年5月13日から施行し、施行日以後に発注する建設工事から適用する。